

学校法人富山国際学園役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(報酬)

第1条 学校法人富山国際学園の職員以外の理事、監事及び評議員（以下本文において「役員等」という。）には、別表の報酬を支給する。

(費用弁償)

第2条 役員等が執務のため旅行したときは、別表の費用弁償を支給する。

(支給方法)

第3条 理事長の報酬の支給は、学校法人富山国際学園給与規程の定めるところによる。

2 役員等の報酬及び費用弁償は、執務のつどごとに支給する。

附 則（平成7年4月1日公布）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日公布）

この規程は、公布の日から施行する。

別表

区 分	報 酬	費 用 弁 償
理事長	別に定める。	県内
理 事		県外
監 事	月額 10,000円	学校法人富山国際学園旅費規程 の定めるところによる。
評議員		